

2005年日本国際博覧会(愛・地球博)
託児サービス施設の運営事業者募集要領

1. 2005年日本国際博覧会(愛・地球博)における託児サービス施設の考え方
子供と一緒に愛・地球博を楽しんでいただける為に、安心して子供を預けることのできる施設を来場者に提供する。
2. 申込者の資格
法人、組合等の団体又は、それらの連合体のいずれも申し込むことができます。但し、法人等若しくはその代表者が、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、申し込みをすることができません。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者
 - (2) 破産宣告を受け復権していない者
 - (3) 銀行取引停止処分を受けている者
 - (4) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わらない者
 - (5) 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定しない者
 - (6) 申し込み業種又はその関連業種について3年以上の営業経験を有しない者
(2003年8月25日現在)
 - (7) 申し込み業種又はその関連業種について3年以内に行政処分を請けた者
(2003年8月25日現在)
 - (8) 過去の博覧会等において重大な違反営業を行った者
 - (9) 暴力団員及びこれに準ずる者や関係する者
 - (10) その他運営事業者として適当でないと認められる者
3. 申込方法
 - (1) 募集期間及び申込書の提出先
募集期間 平成15年8月25日(月)～平成15年9月8日(月)
(受付期間：午前10時～午後5時まで、但し土、日曜日を除く)
申込書提出先 (財)2005年日本国際博覧会協会
会場管理・サービスグループ会場サービスチーム
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-15-1
名古屋ダイヤビルディング2号館4階
TEL : 052-569-5211
FAX : 025-588-3160
 - (2) 申込書提出方法及び条件
申込書類の提出は、申込希望者本人(団体・連合体の場合は代表者)もしくは代理人の方による、協会事務所への持参のみ受け付けます。
 - (3) 提出書類
2005年日本国際博覧会(愛・地球博)
託児サービス施設運営事業者申込書・・・書式1
申立書・・・書式2
申込者の概要及び現在行っている営業概要について・・・書式3
運営事業提案書(書式の指定無し)
 - ・ 要員計画
 - ・ 従業員教育の方針・実施方法
 - ・ 外国人対応
 - ・ 障害者対応
 - ・ 夜間運営等対応

【会社概要等】

- ・会社経歴書
- ・定款
- ・商業登記簿謄本
- ・決算報告書（営業報告書、貸借対照表、損益計算書）直近2ヵ年分
- ・納税証明書（法人税、法人事業税、法人住民税）直近2ヵ年分
- ・印鑑証明書（申し込み直前3ヶ月前）
- ・現在行っている営業に関する監督官庁の許可証又は登録証の写し

（4）特記事項

申込者の書類が不備である場合、又は提出書類の中の事項について虚偽の記入をしたり、故意に記入しなかった場合は、当該の申し込みを取り消すことがあります。

施設使用契約締結後においてもと同様のことが判明した場合、また、事実関係において協会が運営上著しく不利益をこうむると判断した場合には、当該契約を解除することがあります。

提出書類は一切返却いたしません。

記入内容については、参加者の選定のみで使用し、協会の責任においてその秘密を保持いたします。

質疑に関しては、申込書提出先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

3. 運営事業者の決定方法

（1）運営事業者の決定

協会は、ご提出いただいた書類により、申込者及び提案内容等を厳正に審査し、決定いたします。

審査方法、選定結果及び選定理由は一切公表いたしません。また、お問い合わせにもお答えできません。

（2）審査結果の通知

審査結果はすべての申込者に郵送にて連絡いたします。

（3）契約

協会は、「3 - （1）運営事業者の決定」により決定した運営事業者と、施設使用契約を締結します。

施設使用契約を協会と締結した者でなければ、営業を行うことは出来ません。

4. 運営事業者の条件

（1）サービスの条件

提供するサービスの対象者は、生後6ヶ月以上4歳未満の乳幼児を中心とする。利用者から乳幼児を預かるにあたっての条件については、協会と協議をして決定するものとする。

（2）運営事業者は、次の費用を負担していただきます。

用役費

会場内で提供される用役（給排水、電気、ガス、空調用冷水）を運営事業者が使用する場合、用役使用料を協会が指定する方法により、納付していただきます。協会の提供する用役以外の用役の使用は原則として認めません。

・用役費のうち、共同で受益する用役については、別に協会定める方法によって分担金として支払っていただく場合があります。

・通信に関わる費用は通信事業者と直接対応していただきます。

共益費の負担

運営事業者は、共同で受益する施設の使用及び役務の対価を、協会が別途定める分担金として、協会が指定する方法により支払わなければなりません。

清掃及び廃棄物処理、防鼠・防虫について

・清掃

運営事業者は、協会が別に定める規則に従い、自己の施設の清掃及び運営事業に伴い発生する廃棄物等の処理責任を持って行っていただきます。

・防鼠・防虫

運営事業者は協会が別に定める規則に従い、自己の管理する施設設備について防鼠・防虫及び害虫の駆除を行っていただきます。

保険

運営事業者は、「保険に関する第8号特別規則」の定めるところにより、次の保険を付与し、あるいは協会にその分担金を納付していただきます。

・火災保険

・動産総合保険

・包括賠償責任保険

・日本国の法令により、付与しなければならない保険

その他については、「保険に関する第8号特別規則」の定めるところによります。

契約書の条項に定めた費用

施設使用料及び売上納付金は免除するものとする。

利用料金

利用者からは、有料にて幼児を預かるものとするが、料金については協会と協議をして決定するものとし、利用者から徴収した料金については、参加者の受益とする。

(3) 運営期間

原則として、博覧会の開催期間（平成17年3月25日～平成17年9月25日）とします。

運営事業者は、平成17年3月10日までに営業の準備を完了しなければなりません。

(4) 運営時間

原則として、博覧会の開催時間中は運営を行わなければなりません。

(5) 許認可の取得等

運営事業者は、営業に係る許認可等が必要な場合は、その許認可等を受けるとともに、その写しを協会に提出しなければなりません。

(6) 禁止事項

運営事業者は、次の行為をすることができません。

目的外使用

運営事業者は、協会が貸与した施設を契約で定められた用途以外の目的に使用することはできません。

権利の譲渡

運営事業者は、協会が貸与した施設または敷地の全部または一部を名目のいかんを問わず第三者に使用することはできません。

指定運営場所以外での営業行為

運営事業者は、施設使用契約にもとづく場所以外での営業を行うことはできません。

(7) 規則等の遵守

運営事業者は、次の各号に掲げる法令及び規則等を遵守しなければなりません。

関係法令、規則等

2005年日本国際博覧会協会一般規則及び特別規則、その他の諸規則

協会及び協会が委託した管理事業者が、会場の運営上必要と認めて行う指示等

(8) 契約の解除

協会は、運営事業者が次の各号のいずれか一つに該当する場合、施設使用契約締結後においても、当該運営事業者と施設契約を解除することがあります。

提出書類の記載事項について、虚偽の記入または故意に記入しなかったことが

判明した場合。

協会が定める諸規則等、契約書の条項、協会及び協会が委託した管理事業者の指示に従わないが場合。

5. 託児サービス施設及び設備の内容

(1) 協会が建設する託児サービス施設及び設備

協会が建設し貸与する施設の概要は添付資料を参照ください。なお、運営事業者の設計にて内装工事を行う場合は、撤去費用を含め運営事業者の費用負担にて行うものとします。なお、次の手続きにより所定の工事を行っていただきます。

運営事業者は、契約締結後、指定する期日までに、貸与を受ける施設にたいする施設計画を協会に提出していただきます。

協会は施設計画を審査し、協会が承認した場合には「工事着工許可証」を交付します。運営事業者は、「工事着工許可証」の交付を受けずに内装工事等に着手することはできません。

工事に当たっては、「すべての機械及び設備の設置及び運転に関する第5号特別規則」やその他諸規則に従っていただきます。

運営事業者は工事完成後、完成状態を示す最終設計図書を添えて「工事完了届」を協会へ提出していただきます。

協会は完成した施設について、運営事業者が提出した施設計画どおり完成しているか否かを確認のうえ、「施設使用承認書」を交付します。

運営事業者は、自己の行う施設及び設備の工事に従事する請負人を事前に協会所定の様式に従い届けを行うと共に、請負人の行為についても責任を持っていただきます。

運営事業者は、博覧会開催日の15日前(平成17年3月10日)までに必要な内装その他の工事を行い、運営準備を完了していただきます。

(2) 託児サービス施設の維持管理

運営事業者は、協会から貸与された施設を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。また、貸与された施設を変更または修理しようとする場合は、事前に協会所定の様式により届け出て承認をえていただきます。

なお、施設の変更及び修理または維持に関して、協会と運営事業者の費用負担区分は次のとおりです。

協会が負担する費用

- ・協会側の事情による建築、設備、付帯設備の改良工事に要する費用
 - ・協会が整備した施設に関し、天災地変等運営事業者の責任に帰することのできない事由により生じた修理工事に要する費用
 - ・協会が整備した施設に関し、施設の自然消耗によるものとして協会が認めたもの運営事業者が負担する費用
 - ・協会が負担する費用以外の費用
- 施設の修理・変更工事届
- ・運営事業者は、使用承認を受けた施設について修理・変更を行おうとするときは、その旨を前もって協会に届け出るものとします。協会はその内容を審査し、適切と認める場合は条件を付して許可します。

なお、運営事業者の行う施設の維持及び修理が不十分であると協会が認めた場合は、参加者の負担において、当該施設の改良を指示する事があります。

(3) 原状復旧

協会から貸与された施設については、協会の指示に基づき運営事業者の負担により会期終了後1ヶ月以内(平成17年10月25日まで)に、自己の設置した設備、備品等一切の内装を取りはずし、貸与を受けた時と同じ状態に復旧し、協会に返還していただきます。返還時、協会は立会検査を行い、損傷のある場合は損料をいただきます。

6. 営業に関する留意事項

会場内における営業行為については、協会の定める各特別規則や規定、基準及び協会の指示に従っていただきますが、その主なものは次のとおりです。

- ・商業活動に関する第9号特別規則
- ・一般サービスに関する第10号特別規則
- ・入場に関する第13号特別規則
- ・保険に関する第8号特別規則
- ・輸送、通関及び貨物の取扱に関する第7号特別規則
- ・営業に関する広告基準
- ・その他協会が定める設計基準等

上記特別規則等に従い、運営事業者に特に注意していただく事項は次のとおりです。

(1) 消費税について

運営事業者は消費税を法に定めるところに従い、利用者から徴収していただきます。

(2) 会場への入場及び退場に関する事項

会場への入場については「入場に関する第13特別規則」の定めるところによります。

(3) 従業員管理に関する事項

運営事業者は、自己の施設の従業員に対し、次に定める従業員管理を行わなければなりません。

従業員名簿の提出

運営事業者は、営業の開始に先立って、一切の責任を負っていただきます。

健康診断書等の提出

運営事業者は営業開始前に、従業員の過去1年間に実施した健康診断書(検便含む)を提出してください。

安全管理

運営事業者は従業員の安全について、万全の配慮をしていただきます。

接遇態度

運営事業者は従業員の接遇態度に特に留意し、サービスの徹底を図るよう指導に努めていただきます。

名札の着用

運営事業者は従業員の左胸に必ず協会が別に定める名札を着用させていただきます。

服装

清潔で節度のある服装を着用していただきます。

2005 年日本国際博覧会(愛・地球博)
託児サービス施設運営事業者申込書

平成 15 年 月 日

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会
会長 豊田 章一郎 殿

所在地(住所) 〒

フリガナ
会社名

フリガナ
代表者氏名

印

2005 年日本国際博覧会(愛・地球博)託児サービス施設の運営事業者募集要領及び諸規則に従い、会場内の託児サービス施設での営業を行いたく申し込みをいたします。なお、託児サービス施設の運営事業者の決定については、一切異議を申し立てません。

申 立 書

平成 15年 月 日

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会
会 長 豊 田 章 一 郎 殿

所在地（住所）〒

フリガナ
会社名

フリガナ
代表者氏名

印

フリガナ
担当者氏名

連絡先 TEL () -
FAX () -

次の通り相違ないことを申し立ていたします。

私は、貴協会が定められた 2005 年国際博覧会託児サービス施設の運営事業者募集要領「2．申込者の資格」に記載された各項目のいずれにも該当しません。
また、2005 年国際博覧会託児サービス施設の運営事業者申込書及び会社概要等に記入した内容は事実に相違ありません。
なお、当申立に相違があった場合、申し込みを無効とされても異議ありません。

申込者の概要及び現在行っている営業概要について

1. 申込者の概要

フリガナ			
会社名(屋号)			
所在地			
フリガナ			
代表者名			
T E L			
F A X			
創業日	創業 年 月 日	資本金	千円
設立日	設立 年 月 日		
連絡先	フリガナ	所属役職	
	連絡責任者		T E L
	所在地	F A X	
		E-mail	

2. 主な営業店舗

総店舗数	店舗	主要営業地域：	
主な営業店舗	店名	店舗面積	
	所在地		

7. 構成員届出書

連合体で申し込む場合はこの様式に構成員全員について記入して下さい。

社名（又は団体名）	住 所	代 表 者 名
1	幹事会社	
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		